



# 山形県公報

平成20年5月20日(火)  
第1943号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                                       |     |
|-------------------------------------------------------|-----|
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定..... (庄内総合支庁福祉課) ...      | 713 |
| 同..... (同) ...                                        | 714 |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... (同) ... | 同   |
| 道路の区域の変更..... (置賜総合支庁建設総務課) ...                       | 同   |
| 県道の供用の開始..... (同) ...                                 | 715 |
| 都市計画の変更の案の縦覧..... (都市計画課) ...                         | 同   |
| 都市計画事業の認可..... (同) ...                                | 同   |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 山形県教育委員会5月定例会の招集..... | 716 |
|-----------------------|-----|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                |     |
|----------------|-----|
| 政治団体の設立.....   | 同   |
| 資金管理団体の指定..... | 717 |

### 公安委員会関係

#### 告 示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 指定講習機関の名称等変更の届出.....  | 同 |
| 運転免許取得者教育認定変更の届出..... | 同 |

### 公 告

|                                        |     |
|----------------------------------------|-----|
| 大規模小売店舗の変更に係る市町村の意見..... (商業経済交流課) ... | 718 |
| 平成20年度教科書展示会の開催..... (教育委員会) ...       | 同   |

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第504号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年5月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地           | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日      |
|--------------------------------|-----------------------|-------------|-----|------------|
| 特定非営利活動法人 ゆきやなぎ<br>鶴岡市青柳町40番5号 | 青柳作業所<br>鶴岡市青柳町31番14号 | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 平成20. 4.14 |

## 山形県告示第505号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年5月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------|----------------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人 ゆきやなぎ<br>鶴岡市青柳町40番5号 | グループホーム青柳下宿<br>鶴岡市青柳町40番5号 | 短期入所        | 平成20. 4.14 |
| 社会福祉法人 恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号     | 楽しい家<br>鶴岡市家中新町2番40号       | 共同生活介護      | 同 4.25     |
| 社会福祉法人 恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号     | たんぼぼ<br>鶴岡市若葉町23番2号        | 共同生活介護      | 同          |
| 社会福祉法人 恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号     | すばる<br>鶴岡市藤沢字西側163         | 共同生活介護      | 同          |
| 社会福祉法人 恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号     | けやきの杜<br>鶴岡市泉町8番50号        | 共同生活介護      | 同          |
| 社会福祉法人 恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号     | まちなか<br>鶴岡市家中新町3番10号       | 共同生活介護      | 同          |

## 山形県告示第506号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年5月20日

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地              |               | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日      |
|------------------------------------|--------------------------|---------------|-------------|------------|
|                                    | 変更前                      | 変更後           |             |            |
| 特定非営利活動法人<br>ホールド<br>酒田市浜田二丁目4番29号 | すまいるらんどA<br>酒田市浜田二丁目9番4号 | 酒田市東町一丁目20番2号 | 就労継続支援（A型）  | 平成20. 4. 1 |

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年5月20日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成20年5月20日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県道

- 2 路線名 南陽川西線  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|-------------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 南陽市島貫字西原西204番6から<br>同 高梨字北ノ前530番1まで |   | 旧    | 13.0メートル<br>と<br>21.2 | メートル<br>342 |
| 同                                   | 上 | 新    | 16.0メートル<br>と<br>37.0 | 同上          |

## 山形県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年5月20日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成20年5月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 南陽川西線  
 2 供用開始の区間 南陽市島貫字西原西204番6から  
同 高梨字北ノ前530番1まで  
 3 供用開始の期日 平成20年5月22日

## 山形県告示第509号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称  
 (1) 種類 山形広域都市計画道路  
 (2) 名称 3・4・25号東原村木沢線  
 2 都市計画を変更する土地の区域  
 (1) 追加する部分 なし  
 (2) 削除する部分 山形市桜町地内  
 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所  
 (1) 期間 平成20年5月20日から同年6月3日まで  
 (2) 場所 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに山形市役所  
 4 その他  
 この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見を提出することができる。

## 山形県告示第510号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成20年5月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
鶴岡市  
 2 都市計画事業の種類及び名称  
 (1) 種類 温海都市計画下水道事業  
 (2) 名称 温海公共下水道（温海処理区・鼠ヶ関処理区）  
 3 事業地  
 (1) 収用の部分 鶴岡市温海字萩田及び鼠ヶ関字横路  
 (2) 使用の部分 なし

## 4 事業施行期間

平成20年5月20日から平成28年3月31日まで

**教育委員会関係**

## 告 示

## 山形県教育委員会告示第8号

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

平成20年5月20日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

- 1 招集の日時 平成20年5月22日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

## 3 議 題

- (1) 山形県生涯学習センターの指定管理者の募集について
- (2) 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の募集について
- (3) 教職員の人事について

**選挙管理委員会関係**

## 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成20年5月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## 政 党

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日           |
|-----------------|--------|----------|----------------|-----------------|
| 自由民主党山形県鶴岡市第三支部 | 菅原 元   | 菅原 茂     | 鶴岡市三千刈字藤掛105番地 | 平成<br>20. 2. 21 |

## その他の政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日           |
|------------|--------|----------|-----------------|-----------------|
| いとう俊美を育てる会 | 高橋 和男  | 丹野 浩夫    | 南陽市金山5566 - 4   | 平成<br>20. 3. 11 |
| 木村春樹後援会    | 木村 夏樹  | 木村 祐樹    | 西置賜郡小国町大字伊佐領213 | 同<br>3. 21      |
| 洋 志 会      | 鈴木 洋   | 天口 亮一    | 最上郡金山町大字金山1206  | 同<br>4. 2       |
| 鈴木ひろし後援会   | 岸 三郎兵衛 | 黒沼 孝一    | 最上郡金山町大字金山1206  | 同               |
| 村松まこと後援会   | 村松 真   | 青柳 富士男   | 最上郡金山町大字金山311番地 | 同<br>4. 3       |

## 山形県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成20年5月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地     | 代表者の氏名 | 届出年月日          |
|--------|---------|-----------|----------------|--------|----------------|
| 佐藤 弘 司 | 米沢市議会議員 | 佐藤ひろし後援会  | 米沢市矢来1丁目2番17号  | 佐藤 弘 司 | 平成<br>20. 3.10 |
| 鈴木 洋   | 金山町長    | 洋志会       | 最上郡金山町大字金山1206 | 鈴木 洋   | 同<br>4. 2      |

## 公安委員会関係

### 規 則

## 山形県公安委員会告示第5号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成20年5月20日

山形県公安委員会  
委員長 中山 眞 一

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社マツキ
- 2 変更内容

| 変更に係る事項     | 変 更 前               | 変 更 後         |
|-------------|---------------------|---------------|
| 名 称         | 株式会社さくらんぼドライビングスクール | 株 式 会 社 マ ツ キ |
| 代 表 者 の 氏 名 | 岡 田 誠               | 松 木 紀 昌       |

## 山形県公安委員会告示第6号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成20年5月20日

山形県公安委員会  
委員長 中山 眞 一

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社マツキ
- 2 変更内容

| 変更に係る事項     | 変 更 前               | 変 更 後         |
|-------------|---------------------|---------------|
| 名 称         | 株式会社さくらんぼドライビングスクール | 株 式 会 社 マ ツ キ |
| 代 表 者 の 氏 名 | 岡 田 誠               | 松 木 紀 昌       |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成20年6月20日まで縦覧に供する。

平成20年 5月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンタージョイ天童南店  
天童市南町一丁目2番1号外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成19年12月21日
- 3 意見の概要  
住宅地における騒音・振動について、配慮すること。

平成20年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成20年 5月20日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

- 1 教科書展示会の開始の時期  
平成20年6月20日（金）
- 2 教科書展示会の期間  
14日間（各日午前9時から午後4時45分までとする。）
- 3 会場及び展示内容

| 教科書センター 所在地・名称                   | 展示する教科書の区分                   |
|----------------------------------|------------------------------|
| 天童市大字山元字犬倉津2515番地<br>山形県教育センター   | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに特別支援学校用教科書 |
| 山形市城西町二丁目2の15<br>山形市総合学習センター     | 小学校用、中学校用並びに特別支援学校用教科書       |
| 上山市元城内5番5号<br>上山市立上山小学校          | 小学校用、中学校用並びに特別支援学校用教科書       |
| 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>山形県村山教育事務所  | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに特別支援学校用教科書 |
| 村山市中央一丁目3番6号<br>北村山視聴覚教育センター     | 小学校用、中学校用並びに特別支援学校用教科書       |
| 新庄市大字金沢字大道上2034番地<br>山形県最上教育事務所  | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに特別支援学校用教科書 |
| 米沢市金池三丁目1番55号<br>米沢市教育研究所        | 小学校用、中学校用並びに特別支援学校用教科書       |
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>山形県置賜教育事務所      | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに特別支援学校用教科書 |
| 東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号<br>山形県庄内教育事務所 | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに特別支援学校用教科書 |
| 酒田市中町一丁目4番10号<br>酒田市役所中町庁舎内      | 小学校用、中学校用並びに特別支援学校用教科書       |

正 誤

| 発行年月日     | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤           | 正           |
|-----------|------------|-----|----|-------------|-------------|
| 平成20.3.28 | 第1929号     | 483 | 21 | 元利金に 年パーセント | 元利金に年 パーセント |

平成20年 5 月20日印刷  
平成20年 5 月20日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056